

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労組) ニュース 第56号

2012年11月27日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp)

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

## 団体交渉の経過報告

去った11月22日(木)17時15分より、本年度2回目の団体交渉が行われました。三者連絡会は、それに先立って以下の六点について問い質し、大学当局からは次のように回答されました。

①運営費交付金の減額について、2012年7月強行実施の給与削減によってなお不足するという3億円について、どのように補填を行うよう予定しているのか。予算執行について内容を具体的に明らかにし、算出根拠を明示して下さい。

【回答】文科省より提示された平成25年度運営費交付金削減見込み額から推計すると、今年度は不足額が8億7千万とされる。これに対し7月からの給与削減により約5億7千万、不足額は約3億円と試算している。これを充当するために人件費から採用計画の変更によって生じた差額約1億4千万と、教育研究に支障をきたさないよう十分配慮し、物件費で緊急を要しない物を次年度に回して1億6千万を捻出し対応することを想定している。

②退職手当の減額については、反対することを大学として表明して下さい。組合としては喫緊の問題として、今年度途中での実施を認めることが出来ません。不足するという8千万円について、国立大学法人の管理運営責任者として、具体的な算出根拠を示して補填して下さい。

【回答】人事院が実施した官民比較調査及び有識者会議による検討にもとづき、平均402万6千円を1年半かけて3段階で引き下げ解消するものである。独立行政法人通則法第63条3、及び国立大学法人法第35条に鑑み、「当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したもの」として、本学は人事院が実施した調査を適当なものと判断した。また、国民の税金である運営費交付金が多額に投入され、退職金予算も減額された額しか示達されないことから、本学の退職手当の支給基準について見直すものであり、反対を表明することは考えていない。

③給与削減ならびに退職手当の減額については、学長からの説明を求めます。全教職員が参加可能な日時を選び、可及的速やかに説明会を実施して下さい。

【回答】給与削減については、5月30日に学長声明をHPに掲載している。また、全学6か所で説明会を開催しているので、再度説明する必要はないと考えている。退職手当の削減については、今後速やかに教職員に対して説明を行い周知したいと考えている。

④給与削減について、組合としては全面返還を求めます。また、これについての代償措置は、休日出勤・残業についての支給などが徹底された上でのものであるべきで、本来なされるべきことに取って替えられることのないよう確認しておきます。

⑤労働環境の悪化を招いた給与削減について、改めて説明を求めます。

【回答】④と⑤については、合わせて回答する。給与削減については東日本大震災への復興事業に対応するため、国家公務員の給与について臨時特例法が施行され、人件費の見直しは公的部門全体で取り組む必要があり、独法についても国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう閣議決定で要請されている。また、運営費交付金等により人件費が賄われている

独法等については、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し運営費交付金から削減するという財務大臣発言もあり、本学としては大学運営を考慮し附属病院の看護師を含む医療職員については人材確保の観点から、また附属学校教員は県教委との交流人事であるため削減対象から除外し、その他の教職員については7月1日から国家公務員の削減通りに対応したものである。よって、給与削減分の全面返還や給与等での代償措置を実施することはできない。

⑥教育・研究環境を著しく悪化させているMV-22 オスプレイの普天間基地への配備について抗議し、大学キャンパス上空の軍用機の飛行差し止め、普天間基地即時閉鎖を求める学長声明を出して下さい。

【回答】学長は教育研究の環境を守るための要請を行いたいと考えている。

## 今こそ真に自立した大学運営を!!

①の回答に対しては、不足額を補うための予算執行計画を見直しするにあたって、附属病院の収益を当てるなどの方法は考えないのかという質問に対し、「考えていない」と回答されるに留まりました。そして、退職手当の削減についても、通則法第63条3項を理由として一切の妥協なく実施することとし、職員の退職によって困難が生じた場合には「相談にのる」予定であり、教員の退職については「年度途中で学生の教育に責任あるわけですから、それを途中で放棄されるようなことはないと考えている」と、教育者の責任論に頼ることが明言され、かつ、「(退職は)個人の決めること」と述べるなど、教育・研究の根幹に関わる重大な状況を生みだしかねない問題とは認識されていません。

そもそも、独立行政法人通則法とは別に国立大学法人法が定められたのは、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえらるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的」としているためです。今回の回答で明らかとなったのは、行政法人と大学法人、設置目的が異なる機関であることはまったく考慮されず、独立行政法人通則法の「当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない」とする、「社会一般の情勢に適合したもの」だけを取り上げ、「人事院勧告」を遵守する姿勢に終始していることが明らかとなりました。

このように、「業務の実績」、すなわち間接経費等の外部資金が潤沢な大学等を除き、一律7.8%の大幅給与削減に続いて年度途中の退職金6%カットを、一斉に粛々と進めようとする国立大学法人の姿勢は、とても自立した組織としての運営責任を果たしているとは考えられません。

また、「東北大震災への復興財源確保」のためとされた大幅給与削減も、すでに報道されるように復興財源の使途が疑わしい状況であるにも関わらず、「臨時特例法」に「復興財源確保」とあり、それに基づいた給与削減は合理的な理由であると考え続けているとのことでした。

これについては、7月13日に行われた行政改革実行本部第6回会合で、当時の野田総理が「独立行政法人等の役職員の給与見直し」において、「国家公務員の給与削減の実施」「独法等の役職員の給与見直しなど着実に改革を前進させている」と言明している事実を指摘しても、あくまでも「東北大震災への復興財源のため」であるとの回答に終始しました。

退職手当の削減については、今後速やかに実施するとのことですので、各説明会での質疑においていっそうの説明を求めていくと共に、三者連絡会では組合員の皆さんの声を集約し、大学当局へ労働条件の非利益変更となる退職手当削減に反対し、かつ、給与削減分の全面返還を求めて参ります。